



## 香港における企業買収 (M&A) ①

「ままで」の状態であって、その状態が買収後にもそのまま継続することを保証してくれるものではありません。買収後には買収前とはまた違った点に気をつけなければなりません。

2. 従来スタッフを味方にする

3. 現地のスタッフに任せすぎない

② 株主総会と取締役会への参加、議事録の作成

③ 金銭の実権を握る

次回により法律的な観点から説明しましょう。

香港でビジネスを行いたい日本の投資家にとって最も手取り早い方法は、既に香港にある会社を買収することです。もちろん購入前に弁護士や会計士によるデューデリジェンスを入念に行うことの重要性は言うまでもありません。

いたようですが、費用の回収が出来ないばかりか訴えたと逆請求されるというケースもありました。買収後の会社経営を成功させるためにはどうしたら良いでしょうか。

1. デューデリジェンスだけでは足りない？

香港法人であるにも関わらず、買収時の契約をきちんと香港法の弁護士に確認してもらわなかったばかりか（そのケースでは日本の会計士や弁護士もついて

多くの投資家が重要視しているデューデリジェンスですが、デューデリジェンスの結果はあくまでも「い

海外投資家として、自分が海外の会社に投資する時には、自己保護の意識を持つことが重要です。従来のスタッフと新しいオーナーとの間の軋轢が会社を破たんに導くことは決してめずらしいことではありません。

理想的なのは、日本から信頼できる人物を香港に派遣することです。その場合にも逐一情報が届くシステムを作る必要があります。しかし、日本から香港にスタッフを派遣することが出ず、従来の香港のスタッフに経営を任せるしかない場合、オーナーとして会社経営への影響力を持ち続けるためにはさらなる工夫が必要となります。例えば以下のようなものが考えられるでしょう。

① 情報の共有化

また、事前に署名した小切手帳を現地スタッフに渡してはいけません。香港はサイン文化ですから、ハンコなしでも十分に機能してしまします。もし現地ス

筆者紹介  
ANDY CHENG  
弁護士 アンディチェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能  
www.andysolicitor.com  
info@andysolicitor.com

